

## 生活の抑制と疎外 : 「尊厳」の視角から

著者名(日)	大友 芳恵
雑誌名	北海道医療大学看護福祉学部学会誌
巻	8
号	1
ページ	73-78
発行年	2012-03-31
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1145/00009196/">http://id.nii.ac.jp/1145/00009196/</a>

# 生活の抑制と疎外 ～「尊厳」の視角から～

大友 芳恵

北海道医療大学大学院看護福祉学研究科（医療福祉臨床学）

## キーワード

生活の抑制, 疎外, 餓死, 尊厳

### I 問題の所在と研究目的・方法

日本社会の高齢化に伴う諸課題は高齢者の生活を支えるための財源確保問題を中核とした議論を喚起し、『社会保障・税の一体改革』のなかで社会保障の見直しが急がれている。

政府から示された素案（平成24年1月6日）では、「安心で希望と誇りが持てる社会の実現を目指して」が標榜され、「地域で尊厳をもって生きられるような医療・介護の体制が実現する社会を目指すとしている<sup>1)</sup>」。この素案で示している「安心、希望、誇り」が持てる社会を目指すとするのは、現状のわれわれの社会がこのような状態に至っていないことの表れであり、いうまでもなく地域で尊厳をもって生きることが必ずしも実現できていない今日にあるともいえる。

政府の素案の「誇りを持つ、尊厳をもって生きる」の意味することは、単なる絶対的貧困状態からの脱却のみをさすものではなく、人の生活には「パンのみにて生きるにあらず」にも通じる、生理的な生命保障がされれば良しとするものではないことが明らかである。そうであれば、どのようにあることが誇りを持つ、尊厳ある状態といえるかについての検討もしなければならないが、ここでは紙幅の関係上「「誇りをもつ、尊厳をもって生きる」を考察するための一視角として、絶対的貧困状態の脱却すらできない、社会からは見失われがち「餓死」を取り上げることを通して、「誇りを持つ、尊厳を持って生きる」こととは何かの問いを提示する。

#### 《用語の定義》

ここでの尊厳という用語の定義に関しては、英語の Dignity がオックスフォード英英辞典によれば the

state or quality of being worthy of honour or respect となっていることを意識しながら、さしあたって「だれもが敬われるべき価値ある状態あるいは本質（特性）」のように抽象的に捉えておきたい。したがって、そのことが人生の最終局面において確保あるいは維持された生活が実現されているかが以下の分析課題となる。

### II 結果

#### (1)戦後日本における「餓死」

##### ①北九州餓死事件

日本における「餓死」が存在するという事実はあるように認識されているだろうか。

例えば、最近のニュース報道を振り返ると、2007年7月10日にミイラ化した男性の遺体が発見された北九州市餓死事件がある。生活保護を打ち切られた男性の書き残した日記には、「おにぎり食いたい」が記されていたというものである。日記は以下のものであったと報道されている<sup>2)</sup>。

- 5月25日「午前2時 腹減った。おにぎり腹いっぱい食いたい。体重も68キロから54キロまで減った。身体の動きが鈍い。何もかもなくなりました。全部自分の責任です。だけど汚い人間多かったな」
- 5月26日「午前3時 人間食ってなくてももう10日間生きています。米食いたい。おにぎり食いたい」
- 6月5日「午前3時 ハラ減った。おにぎり食いたい…。 25日間米食っていない」

7月10日に被害者の中学時代の友人が8カ月ぶりに男性宅を訪ねたところ鍵がかかっており内張りがしている状態で異臭がしているところから異変に気づき、知らせを受けた警察署員が自宅に立ち入ったところ、一部がミイラ化した男性の遺体が発見された。男性の自宅は屋根が大きく破れ、壁や窓の一部が吹きさらしでおよそ人が住んでいたようには見えない状態であった。

この北九州の餓死事件は「飽食」がいわゆる社会にあって、見えない「餓死」の現実があることを再認識

#### <連絡先>

大友 芳恵

〒061-0293 北海道石狩郡当別町金沢1757

北海道医療大学大学院看護福祉学研究科

(医療福祉臨床学)

TEL: 0133-23-1825

E-mail: otomo16@hoku-iryo-u.ac.jp

させるものであった。この事件は、なぜ、この時代に餓死が存在するのかという、餓死をもたらす社会構造の分析が急務であることを示すと同時に、餓死がいかに人の誇りや尊厳と対極の状態であるかを再認識しなければならないこと示唆するものである。

②統計データによる現状

では、実際には我々の日々の生活からは遠くに位置

すると感じられる「餓死」の実態はどのようなものなのだろうか。各種の統計データでは、死因を「餓死」と分類してはいないため、正確な数の把握は難しいが、厚生労働省の人口動態調査において、飢えで亡くなったであろうと類推できる「食料の不足」を死亡原因とした分類<sup>3</sup>結果数をみると以下のような現実がみえてくる。

表1 食料の不足の死亡主因の原因分類

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
食料の不足 (X53)	77	56	44	63	58	36
男	65	47	39	48	49	30
女	12	9	5	15	9	6
栄養失調 (E40-E46)	1670	1520	1604	1684	1616	1666
男	857	810	804	824	824	827
女	813	710	800	860	774	839
その他の栄養欠乏 (E50-E64)	228	222	232	252	238	275
男	137	124	122	143	138	146
女	91	98	105	109	100	129

厚生労働省人口動態調査（平成17年～平成22年度）をもとに筆者作成

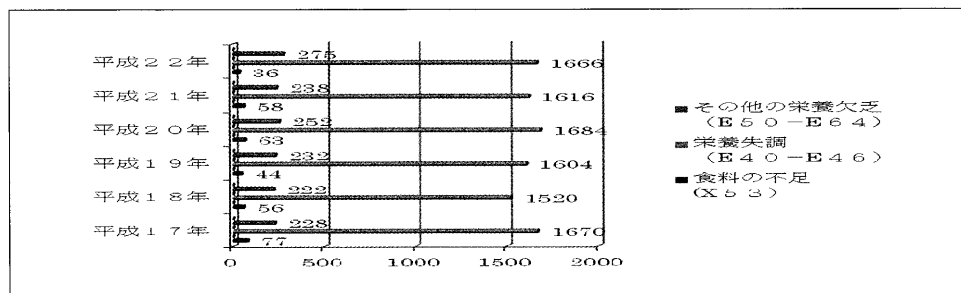


図1 死亡原因

このデータからは死因別では圧倒的に「栄養失調」による死亡数が多いが、常に「食料の不足」で生命を終える人の存在があることがみてとれる。誰からも知られず、気づかれずに人生を終えていく人の存在がある。餓死がどのように人の誇りや尊厳にかかわるのであるのか。このことを1996年の池袋の母子餓死事件から再考してみたい。母子が餓死を余儀なくされたといった生活状況を母親の日記（「公人の友社」という出版社が『池袋母子餓死日記-覚え書き（全文）』として覚え書きのNo.60からNo.69までの10冊にわたる内容を出版している）における記述内容から生活と死の問題を述べてみたい。

(2)老婦人の生活と餓死

①池袋母子餓死事件

東京豊島区池袋のアパートで、77歳の母親が41歳の

息子と共に餓死するという事件が1996年の4月27日に報道されている。東京都生活福祉部による「母子餓死事件処理顛末書」（平成8年6月27日）によれば、4月27日に隣室からの連絡で、警察官が不動産屋の立ち会いのもと母子の死亡を確認。母親は防寒用のズボンに茶色のジャンパーやカーディガンを重ね着していて、台所付近で、病気の息子は寝間着姿で居間の布団に寝た状態で、母子とも栄養失調で半ミイラ化の状態であった。死亡推定は配達された新聞の溜り具合から4月4・5日頃とされる。息子は監察医務院で司法解剖。親族が遺体の引き取りを拒否しているため葬祭扶助の適用は可能かどうかの問い合わせ（4月30日）が池袋警察署刑事課より連絡があり、行政側が知る事となった。

5月2日にはこの事件をテレビが報道しており、それ以降、豊島区は6月14日「餓死した背景を明らかに

する社会的意義がある」ということで、豊島区情報公開条例に基づき死亡時に残されていたA6版のノート10冊に綴った日記を部分公開することとなった。

1993年の12月24日からの「覚え書き60」から、死亡直前の1996年3月11日までの「覚え書き69」に綴られている生活は「コクヨ」の「Campus」ノートにほぼ3カ月単位で書かれており、天気、気温、息子の体調や自分の体調、公共料金の使用料金の通知と納入や国民年金の通知と銀行での記入と引き出し、不動産屋への家賃支払い、毎日新聞支払い、買い物内容と金額について、あるいは自分の考えなどが詳細に記されている。

このような事件が発生すると、「周囲の者は気付かなかったのか？」や「民生委員や行政はこの世帯の状況を把握していたのか？」、あるいは、「なぜこの状況をだれかに相談しなかったのか？」などの関心や反応が引き起こされるであろう。このような不幸な出来事はあってはならないことであるし、不幸が最小であることを願いたいのは当然のこととして、ここであらためてこの事件を取り上げるのは、「このような事件は特異なケース」として考えてよいのかということである。たしかに餓死状態でなくなることは特異な事である。しかしながら、わずかな年金で生活をするということが、結果としてどのような死に通じるのか、「死にゆきかた」が私たちに提示することは何であるのかの視点からこの事件を概観してみたい。母親の疲弊、生涯の生活を老齢までたどってきた自分や家族の誇りと積極性への諦めをくつがえす意志も持てない状態で死にいたった状況の一部を以下に紹介する。

「覚え書き」には、病気のためほとんど寝たきりであった41歳の息子とともに、月額4万2千円程度の国民老齢基礎年金を受給しながら生活をしている姿が日々綴られている。

前半の日記の内容は（あくまでも日記を読む限りにおいては）、母親は体力があり、歩くことが辛いという状況の時の記述である。

「私は西武の鉄色に白花ガラ入りうす地合ブラウスに、三越のアヅキ色よこがら入りカーディガン、三越の黒柑厚地スラックス、茶ななめガラ冬コート」

（1994年2月23日）

「私は西武の鉄色に白花ガラのうすじブラウスに、三越のアヅキ色よこがらカーディガン、ふだん黒冬ズボン、グレーの合いのコート」

（1996年3月13日）

おしゃれをして銀行に出向き、お金をおろして買い物をするという生活の一端がうかがえる。しかし、生活は決して楽ではなく、夫が平成4年3月24日に死亡後は、年金と預貯金の切り崩しで生活が維持されていたようである。そもそも池袋のアパートの家賃は8万

5千円であり、隔月に振り込まれる2か月分の年金は家賃に消えており、それ以外の生活費は預貯金を切り崩して生活されていたことが推測されるのである。

例えば、入浴や洗髪を何年もしていないことや、洗濯機や洗剤を使って洗濯をしない、テレビの前には紙を張ってテレビは見えない、国民健康保険料はきちんと全納しているものの、体調が悪くとも受診していないなど、必要な支出以外は極力節約した生活が営まれていたのである。日記の記述をもとにした1995年4月の生活の支出状況<sup>4)</sup>は以下ようになる。

表2 生活費支出状況（1994年4月）

支出科目	金額	構成比
食費	40,497円	27.1%
水道代	3,068円	2.1%
電気代	1,537円	1.0%
ガス代	1,478円	1.0%
電話代	1,987円	1.3%
新聞書籍代	3,850円	2.6%
家賃	85,000円	56.9%
その他	12,015円	8.0%
合計	149,432円	100.0%

※収入 42,000円（国民老齢年金）

出所；川上昌子「都会の中の「餓死」賃金と社会保障 No.1185 旬報社 p43-44 1996年より筆者作成

表3 死に至る1年前の食費

	該当月	金額	
1995年	3月	34,700円	
	4月	27,780円	
	5月	20,527円	
	6月	27,399円	
	7月	35,734円	
	8月	35,734円	
	9月	25,387円	
	10月	19,213円	
	11月	17,392円	
	12月	16,745円	
	1996年	1月	20,821円
		2月	20,987円

11年前に現在のアパートへの転居以来、夫や息子の病気のため、介護等に追われており、母親は稼働しておらず、稼働収入はなかったようである。4年前に夫が死亡して以降は、母親の国民老齢年金と預貯金をくずして生活をしている。表2でわかるように、家計の大変は家賃収入であり、それ以外は食費が中心となっ

ている以外には特別な支出はみられない。

ここからは限られた生活費の中の厳しい生活状況をうかがうことができる。1994年時の食費支出額自体は決して高額ではないが、死に至る1年前の食費(表3)は、徐々に少なくなり、死亡前の1996年2月には1994年当時の1/2となり餓死にいたっている。

いよいよ、預貯金が底をつき、生活に行き詰まり、1996年12月に電話を売り、その代金53,455円を1997年1月に得るが、預貯金が完全に底をついた状態での生活は日用品すら購入できない事態となっていた。

子供が、ここ二、三カ月前から、鼻がひどくて、今は、紙がかえないので、衣類を切って使っているが、その衣類ももう何十枚と切って、使っているのに、日に、シャツ一枚分を使ってしまうので、いくらあっても、足りない、もう切る衣類も、ほとんどなくなり、どうしたものか、心配である。一ぺん、一ぺんびっくりする程の使い方、お金がないので、ティッシュペーパーもかえないし、それに掃除布としても、衣類を大分切っているが、私共のあらゆる品物は、ほとんど、無くなってしまった。タンスが、空になるだけでなく、いろんな品物が、次へ次へとへってしまって、裸同様になった(中略)。

もう家賃もおさめられないし、生活費も、ガマンする丈してきて、やっと、食べ物丈は、少し残しているが、来年一月は、どうなるのだろうか、(中略)。早く死なせて下さい。区役所などにはたのみたくありません。(1995年12月29日)

うちは、暖房もないし、今年はカーベットの何もない。(中略)私は敷布団もないし、掛け布団もないので(中略)座布団を二枚つなぎ合わせてしているが、足元は、何もしくものがないし(中略)まさか、こんなにひどい生活をするとは夢にも思わなかったし、お金がないので、子供と私ばかりのお菓子丈、毎日食べて、おなかはずき通して苦しい。

(1996年1月3日)

現状は、人間生活ではなく、動物以下の生活で、これも本当にしない様な毎日、(中略)節約される丈しても、食事代は、少ししか使われない、ご飯や、めん類や、おかず等、食べたいが、昨年からは、ほとんど食べられない(中略)毎日毎日不安で、途中の苦しさは、本当につらい、どうなるのだろうか。

(1996年1月10日)

何も、良い目を受けたいとか、特別に成りたいとか、子供も私も望んでおりません、平凡な一生を送らせて頂けなかったのは、何か私共に、原因がありましたのでせう、最後に不足ばかり、のべまして、申しわけ

ございません。

(1996年1月3日)

私は、今朝、夢の中で(歯が全部ぬけた夢)を見ているが、これは身内に死人がある知らせと、聞いているので、子供が先に死ぬのではないかと、心配である。一緒に、死なせて頂きたい、後に残った者が、不幸だから。

※覚書はここ(この日)で終わっている

(1996年3月11日)

当時は「飽食の時代」と言われていたが、一見すると、豊かな社会と認識されていた日本社会に起こった「餓死」という事実は、私たちに何を示唆しているのだろうか。

現行の年金制度体系の中で、低所得状態を余儀なくされる高齢者は多い。高齢者は預貯金があり、年金額が少ないこと自体は問題とならないといったこともきかれる。しかしながら、この餓死事件は特異な例としてではなく、むしろ、高齢期に起こりうる事として真摯に捉えなければならぬし、それはまた、大多数の高齢者にも及ぶかもしれないという例として理解をしなければならぬだろう。

少なくともこの事例が示唆するのは、経済的に厳しい生活状態の中で生活をするということ、そして、着実に死にむかうという人生の終焉の日々は、それは、単に食べるものすらなくてのひもじさや苦しきさだけではなく、むしろ、疲労と諦め、誇りや自分自身の価値すらも変化させてしまう、いわば人の尊厳を毀損するものであったともいえる。この覚え書きにみえる、母子の生きざまや死にざまの問題を他人事としての悲惨な例として捉えてはならないだろう。むしろ、悲惨な他人事としてではなく、これから高齢者の課題の一つとして考えるべき問題提起として示唆する点は大きいといえる。

## ②札幌姉妹孤独死

2012年1月20日のマスコミ報道は、札幌市白石区のマンションで40代の姉妹の遺体が発見されたと報じた。姉(42歳)は脳内出血による急死後、中度の知的障害のある妹(40歳)は一人残され、外部の人と連絡もとることができずに寒さと飢えで死亡したとみられている。新聞報道によれば<sup>5)</sup>、室内には食べた後の弁当の容器などが残されていたが、賞味期限は2011年12月下旬までのものしかなく、料金滞納で電気やガスも止められていた。

姉妹の生活は2007年7月から同居を始めている。それまでは、妹は空知管内の知的障害者施設に通いながらひとり暮らしをしていたが、体調を崩して以降、姉との同居となる。姉はそれまで札幌の商業施設で働いていたが妹を一人にするのが難しいことから仕事をや

め、妹の月額6万6千円の障害者年金と、姉の短期のアルバイトで生計を立てていた。

マンションの家賃は月額5万5千円、2010年6月から3回ほど白石区役所に生活保護の相談に訪れているが、生活保護の申請はしていない。

新聞報道ではさらに、数少ない親族のうち、空知管内に住む女性（78歳）へのインタビュー内容にもふれている。女性は「本当にかわいそうだけど、遺骨は引き取れないの<sup>6</sup>と自分自身もひとり暮らしで足腰も弱くなっており、「こんなお願いをするのは申し訳ないが、霊前に供えてやってもらえませんか」としわしわの手で香典袋に1万円札を入れ、記者に託したと記されている。すくなくとも報道による姉妹のこれまでの人生から垣間見える世界は、苦勞の連続であったことがみてとれる。努力していないのではなく、与えられた環境の中で努力を重ね、他者を頼ることなく生きようとする姿である。

この姉妹の孤独死発見後には、電気やガスの供給停止のあり方や、地域の支援のあり方が議論されはじめにはいるが、本論文の問題意識は、支え方やサポート体制の方法を問題としているのではない。それは「だれもが敬われるべき価値ある状態あるいは本質（特性）」としての尊厳を有する存在であるという前提からの問いである。その人の尊厳が維持・確保されるものであるという基本的視座にたった時にこの事象はいったい何を問題提起しているだろうか。日本社会は「安心で希望と誇りが持てる社会の実現を目指して」が標榜され、地域で尊厳をもって生きられるような社会を目指すとしているが、実現のための課題は多様である。

### Ⅲ 考察と結論

現代社会はまさに多様化の時代である。この多様化の時代は寛容な社会への変化の兆しであるとも理解できるが、他方において、多様性や差異を前提にする社会は、生活困窮化の状態をも多様化や差異化といった枠組みで捉えかねないといった危険性をはらんでいる。同時に社会における多様化や差異化の承認は、「人それぞれだから」「多様な形の生活があってよい」ことを容認し、その帰結として尊厳もまた多様であるといった結論を導きかねないのである。しかしながら、そもそも尊厳の異なるものが存在してよいのだろうか。

本稿では、低所得からもたらされる生活の問題が人生の終焉にどのような関連を持つのかについて、北九州餓死事件や池袋母子餓死事件や札幌姉妹孤独死事件の現状から述べてきた。少なくともこれらの現状は、低所得の生活の問題と死の問題は「尊厳」に大きく関わる問題であることを浮き上がらせたといえる。低所得であるがゆえに生活も限定的な選択しかできず、生

活を抑制していく。そしてその生活の先に存在する人生の終焉としての「死」に関しても、他者に知られず、その人生そのものや存在そのものさえも認識されないままという状況をもたらしている。ともすると社会の言説は「生まれる時と死ぬときは皆平等」として、死ぬ際の不平等は存在しないかのように主張するが、実際には、人の死にゆきかたには尊厳の問題が内包されているといえよう。

人間には等しく「尊厳が尊重されるもの」であるとするれば、本研究で取り上げたそれぞれの生活実態は、はたして尊厳ある状態といえるだろうか。もとより、人間の尊厳を無条件に尊重すべきであるとして、その規範性の根拠を論ずることは筆者にとっては力量不足であるが、少なくとも、「人間の尊厳」を単なる価値の問題として提示するだけでは不十分であろう。それは、「人間の尊厳」を金科玉条のように持ち出すものではなく、人間と人間に直接関係のある事柄に関して、禁じられる、または要求される扱いの倫理的・法的な前提として捉える<sup>7</sup>ことである。

本来、人の死というものに軽重は存在すべきものではないし、その人の存在は代えることのできない一人の存在として尊重されるべきものである。しかしながら、人生の終焉の段階において、低所得であることからもたらされた生活の抑制と、そのことが「尊厳が軽視される」人の存在をうみ出すという事実を積極的に外在化していくことが必要となろう。

また、具体的なものとしては、生活に隣接している制度を変化させることも重要である。

高齢社会にある現状においてこそ、いま一度、人間の尊厳とは何であるかを問い直すことが必要なのである。

注

- 1 「社会保障・税一体改革」素案の第1章<目指すべき社会・社会保障制度>においては、「社会保障改革で目指すべき社会は、制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会、雇用などを通じて保障され、誰もが居場所のある共生の社会、「分厚い中間層」が支える大きな格差のない社会、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会、支援を必要とする人の立場に立った包括的な支援体制の構築により、地域で尊厳を持って生きられるような医療・介護の体制が実現した社会である」とし、まさに、安心と希望と誇りというキーワードで表現できる社会づくりを標榜している。
- 2 2007年8月26日（法政大学市ヶ谷キャンパス）に実施された生活保護問題対策全国会議東京集会において報告された内容から引用。  
「NNNドキュメント“07」においても放映されている。
- 3 厚生労働省の人口動態調査の死因に関する保管統計表における死因基本分類表では、E40-E46たんぱくエネルギー性栄養失調等の詳細分類を「栄養失調（症）」と分類したものや、E50-E64をビタミンA欠乏症等を含んだ分類の「その他の栄養欠乏症」、さらに、X53は「食料の不足」として分類された死因データがある。ここでは、「食料の不足」による死亡を餓死と捉えてデータ整理を試みた。
- 4 川上昌子は池袋母子餓死事件と顛末書の中で、日記をもとに母子の生活費を算定している。実際の生活状況がこのデータからイメージできるものとなっている。「都会の中の「餓死」『賃金と社会保障』No.1185
- 5 北海道新聞1月22日朝刊,1月23日朝刊,1月24日朝刊,1月28日朝刊による報道内容をもとに記述したものである。
- 6 姉妹は赤平市で生まれ、母親が病弱だったため炭鉱で働く父親と3人で暮らしていたが、姉が中学の時、父親はガンで亡くなり、その後母親も他界している。2人は一時、伯父のもとに身を寄せ、姉の高校卒業後、店員などをしながら滝川市内のアパートで暮らし、妹も一緒に住み始めた。その後、姉は、安定した仕事を求めて2003年に札幌に移り住み、「何とか妹を自立させたい」と周囲に頼み妹は支援をうけながらひとり暮らしを続けたが体調を崩し札幌での姉との同居にいたった。姉は毎日帰宅が遅い仕事のため妹を施設に預けようとも考えたが妹が激しく拒んだため、妹に無理強いもできず、冷蔵庫に食品を入れて仕事に出かけていた。姉妹の暮らしは姉が2009年に仕事を辞め

て行き詰まりはじめた。その間も姉は仕事に就くためのさまざまな資格に挑戦し、就労への道を模索していた。

- 7 ホセ・ヨンパルトは「人間の尊厳」を簡単にいえば、「人間と人間に直接②関係のある事柄に関して、禁じられる、または要求される扱いの倫理的・法律的な前提であると述べている。

受付：2011年11月30日

受理：2012年2月3日